



成迫社会保険労務士法人  
松本事務所 TEL 0263-33-2223  
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行  
松本事務所 TEL 0263-38-7300  
長野事務所 TEL 026-291-4160  
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



## 平成 30 年度労働行政の動向は？

長野労働局から「行政運営方針」として、今後重点的に取組みを行う分野が公表されました。今年度はこの方針に沿って労働基準監督署による監督、指導等が行われることが推測されます。

以下、主な運営方針をご紹介します。

行政運営方針	取締対象（例）
労働条件の確保・改善対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残業時間が 100 時間を超える月がある</li> <li>・ 恒常的に残業時間が 80 時間を超える</li> <li>・ 日々の残業時間を切り捨てている</li> </ul>
労働者の安全と健康確保対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所で事故が頻発している</li> <li>・ 事業所で起きた事故を報告していない</li> </ul>
最低賃金制度の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低賃金(795 円)を下回っている</li> <li>・ 月給でも時給単価にすると最低賃金を下回る</li> </ul>
労働保険適用徴収業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週 20 時間以上働いている従業員の雇用保険の手続きをしていない</li> <li>・ 労働保険料を滞納している</li> </ul>

特に注意すべきは、第一に掲げられている「労働条件の確保・改善対策の推進」で、主に残業時間や出勤管理についてではないかと考えられます。理由としては、社会的に長時間労働、過重労働への関心が高まっている、政府が公表した「働き方改革実行計画」においても、「長時間労働の是正」が重要なテーマとして掲げられている、ことなどが挙げられます。

今後「働き方改革実行計画」により、残業規制を含む労働時間について法改正が見込まれています。そのため労働時間見直しの流れが、事業者にいっそう求められてくることが予想されます。

さらに今年度の取組方針には、特定の労働分野（医療機関・介護事業、派遣・パートなど）における法令の順守徹底を図ることも掲げられています。労働時間が特殊な業種への監督、非正規雇用者の労働条件改善などが狙いではないでしょうか。対象事業もしくは対象労働者に関しては、早めに現状確認と対応をご検討下さい。

監督の対象となった場合には、

- ①出勤簿やタイムカードでしっかりと労働時間を管理しているか
  - ②36 協定は適正に届出されているか
  - ③未払い残業代は発生していないか
- などが必ず確認されます。



問題があれば是正勧告を出され、対応・報告することが求められます。今年度以降の詳しい動向につきましては弊社担当者よりお知らせいたします。

徳武 郁人

## 住民税の特別徴収！月々の作業は？



平成 30 年 6 月分から、いよいよ住民税の特別徴収が始まります。

対象になる従業員は、前年中に給与の支払いを受けている全ての方(パートやアルバイトの方を含む)で、毎月の給与から住民税を差し引き、事業主がそれぞれの市町村へ翌月 10 日までに納めます(納期の特例の承認を受けた場合を除く)。例:6 月分→納期限 7 月 10 日

給与から差し引く住民税の金額は、市町村から通知されますので、所得税の源泉徴収のように毎月の計算は必要ありません。所得税の確定申告等により年の途中で金額が変更になることもありますので、市町村からの金額変更の通知書にご注意下さい。また、退職、休職等により給与の支払いを受けなくなった方がいる場合には、市町村へ異動届を提出し、残りの住民税を最終給与より一括で徴収するか、普通徴収(従業員の方が市町村へ直接納める方法)に切り替えます。

金澤 友香里